

奈良工業高等専門学校グローバル教育センター規程

平成28年12月6日制定

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）にグローバル教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本校におけるグローバル教育の推進を行うことを目的とする。

(部門)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次の部門を置く。

- 一 学術交流部門
- 二 国際教育部門
- 三 留学生部門

2 学術交流部門は、次に掲げる業務を行う。

- 一 国際的な連携協力に関すること
- 二 国際的な学術交流に関すること
- 三 外国人研究者（本校が雇用する者を除く）・短期留学生の受入・支援に関すること
- 四 その他本校の国際的な学術交流の推進に必要なこと

3 国際教育部門は、次に掲げる業務を行う。

- 一 国際教育の充実促進に関すること
- 二 グローバルエンジニア養成プログラムの運用に関すること
- 三 学生の国際交流に関すること
- 四 その他本校の国際教育の充実促進に必要なこと

4 留学生部門は、次に掲げる業務を行う。

- 一 正規留学生の受入に関すること
- 二 正規留学生の教育指導に関すること
- 三 正規留学生の生活指導に関すること
- 四 その他正規留学生の受入・指導に必要なこと

(留学生指導部)

第4条 留学生部門に留学生指導部を置く。

2 留学生指導部に関する必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長から指名されたセンター長
- 二 校長から指名された副センター長（学術交流部門担当）
- 三 校長から指名された副センター長（国際教育部門担当）
- 四 校長から指名された副センター長（留学生部門担当）
- 五 センター員（一般教科から選出された専任教員2名及び各専門学科から選出された専任教員1名）
- 六 総務課長及び学生課長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(任期)

第6条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

二 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

三 前条第五号から第七号のセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。

四 第1項から前項までのセンター員に欠員が生じた場合の補欠センター員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑な運営を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

二 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、学生課で行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 奈良工業高等専門学校国際交流委員会規程（平成20年3月12日制定）及び奈良工業高等専門学校留学生委員会規程（昭和62年1月29日制定・平成20年4月1日改正）は、廃止する。